

保福障支第4891号
令和3年1月8日

障害福祉サービス事業所
計画相談支援事業所
障害児通所支援事業所
障害児相談支援事業所
移動支援事業所
日中一時支援事業所
地域活動支援センター

管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的な取扱いについて（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和3年1月7日付け事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」が示されました。

緊急事態宣言後も障害福祉サービス等の事業の継続を要請するものとされているため、引き続き感染症予防対策に十分御留意いただいたうえで、サービスを提供していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防に伴う臨時的な取扱いに変更はございませんので、別紙「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的な取扱い（過去通知要約版）」等を御確認いただきますようお願いいたします。

【担当】

さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課自立支援給付係
TEL048-829-1305
FAX048-829-1981

e-mail shogai-shien@city.saitama.lg.jp